

「にかほ陣屋」に係る住民訴訟判決に対する 知事コメント

令和3年11月12日に仙台高等裁判所秋田支部に控訴された「にかほ陣屋」への補助金支出に係る損害賠償等請求控訴事件について、本日、判決が言い渡されました。

この判決では、控訴人らの訴えが棄却されており、補助金の返還を要するような財務規則上の違反はないとの県の主張が認められたものと受け止めております。

今後とも、関係法令を遵守し、補助金支出事務の適正な執行に努めてまいります。

令和4年4月27日
秋田県知事 佐竹 敬久